

2023 年 12 月 5 日

株式売渡請求の承認に関する公告

株 主 各 位

埼玉県狭山市柏原 393 番地
八千代工業株式会社
代表取締役社長 可知 浩幸

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である本田技研工業株式会社（以下「本田技研」といいます。）から、2023 年 12 月 5 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項に基づき、本田技研及び当社を除く当社の株主の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）を本田技研に売り渡すことの請求（以下「本売渡請求」といいます。）に係る通知を受領し、これを受け、同日付の当社取締役会決議により、本売渡請求を承認することを決定いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：本田技研工業株式会社
住所：東京都港区南青山二丁目 1 番 1 号
2. 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）
該当事項はありません。
3. 本売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び同項第 3 号）
本田技研は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 1,390 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）
2024 年 1 月 12 日
6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第 33 条の 6、同第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）
本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方

法に準じて交付するものとします。但し、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について本田技研が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

以上